

本メールは、当館への「在留届」提出者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者及び当館「メールマガジン」登録者へ配信しています。

今月の主なトピックは、以下のとおりです。

- ・ トロント市内における車両突入事案の発生に伴う安否確認
- ・ 国際的詐欺事件に関する注意喚起
- ・ 動画版：ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
- ・ 海外子女教育振興財団によるいじめ相談窓口の設置
- ・ 外務省最新海外安全情報

●トロント市内における車両突入事案の発生に伴う安否確認

4月23日の白昼にトロント市北部において、レンタカーのバンが歩道を2キロ以上にわたって暴走し、10名が死亡、16名が負傷するという傷ましい事件が発生しました。

当館では、同事件を受け、当日中に情報提供・安否確認を目的としたメールを2度発出し、複数の企業・団体等から「所属する邦人及び家族の安否を確認した」等報告を頂くことができました。この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

なお、本事件を受け、外務省より海外安全情報が発出されています。以下を参考にしつつ、引き続き、不測の事態に巻き込まれないよう努めてください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C061.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C061.html)

●国際的詐欺事件に関する注意喚起

国際的詐欺メールの手口は、通称「419事件（ナイジェリアの刑法第419号に抵触する詐欺犯罪）」とも呼ばれ、遺産相続を名目としたもの、宝くじの当選を装うもの、マネーロンダリングや投資の協力をもちかけるもの、最近ではラインやツイッターなどを通じた結婚詐欺など、多種多様な手口があります。当地でもカナダ国税庁職員、警察官、日本大使館職員等の公的な職に就く者を名乗る振り込め詐欺が発生していますので、十分にご注意ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo\\_2018C065.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pwideareaspecificinfo_2018C065.html)

●動画版：ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

外務省は、昨年3月、外務省海外安全ホームページ上の特設ページにて、ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアルを制作し、大きな反響を呼んだことを受け、今般、手軽

に視聴できる動画版を制作しました。全13話、毎週金曜日配信となっており、4月6日から第1話が配信されています。是非ご視聴ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html)

#### ●海外子女教育振興財団によるいじめ相談窓口の設置

海外に在留する邦人子女への教育振興を目的とする公益財団法人海外子女教育振興財団においては、従来から海外子女教育専門の教育相談員による教育相談を設置しておりましたが、この度、いじめ相談についても対応する旨連絡があったところ、以下のとおり連絡先等をお伝えいたします。

(海外子女教育振興財団 いじめ相談窓口)

公益財団法人 海外子女教育振興財団 事業部 教育相談事業チーム

TEL : +81-3-4330-1352

受付時間 : 月～金曜日 10時～16時

メールアドレス : sodanjigyo@joes.or.jp

#### ●外務省最新海外安全情報

以下の地域へ出張・旅行を計画されている方は、ご注意ください。

★中国における鳥インフルエンザA (H7N9) のヒト感染例の状況 (家禽との直接接触は避けてください。)(その26)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C066.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C066.html)

★ポリオの発生状況 (ポリオ発生国に渡航する際は、追加の予防接種をご検討ください。)(その7)

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2018C055.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2018C055.html)

★カメルーンの危険情報【一部地域の危険レベル引き上げ】

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo\\_2018T044.html#ad-image-0](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2018T044.html#ad-image-0)

★ジャマイカ:非常事態宣言延長に伴う注意喚起

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo\\_2018C048.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C048.html)

#### ●外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録促進について

海外旅行や海外出張される方が、「たびレジ」へ旅行日程・滞在先・連絡先を登録すると、滞在先を管轄する在外公館より、最新の渡航情報や緊急時の情報提供を受けられる海外旅行登録システムです。通常の在留地を離れての旅行や出張の際も是非ご登録ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

●当地滞在中の保険の加入について

当地で短期滞在されている方、当地旅行中の方が事件・事故に巻き込まれ、保険に加入していないことから、高額の医療費等を自己負担しなくてはならないケースが発生しています。ケースバイケースですが、1泊の入院費用で約5000ドルが請求されるケースも珍しくありません。留学、ワーキングホリデー等の査証期間が満了し、滞在資格をビジターに切り替えられた方は、特に保険の有効期間にはご注意ください。

なお、(日本出発前に保険加入の手続きをされていない方も含め)滞在資格がビジターでも当地で加入できる保険がありますので、該当される方は加入をお勧めします。

マニユライフ生命

<https://www.igoinsured.com/Direct/ManulifeGlobal.aspx?ag=KINTMIS&lang=E>

ブルークロス

<https://on.bluecross.ca/>

●安全の手引きの改訂

以下リンクに本年改訂した「安全の手引き」を掲載いたしました。当地に於ける犯罪情勢、邦人が直面しやすい犯罪、具体的な対策等をまとめていますので、当地在留邦人及び旅行者の防犯対策の一助としてください。

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji.html)

●領事出張サービスのお知らせ

- ★ 5月10日(木) 10時から12時, トロント, JCCC
- ★ 6月14日(木) 10時から12時, トロント, JCCC
- ★ 7月12日(木) 10時から12時, トロント, JCCC
- ★ 8月 9日(木) 10時から12時, トロント, JCCC
- ★ 9月13日(木) 10時から12時, トロント, JCCC
- ★ 10月11日(木) 10時から12時, トロント, JCCC
- ★ 11月 8日(木) 10時から12時, トロント, JCCC
- ★ 12月13日(木) 10時から12時, トロント, JCCC

●当館休館日のお知らせ(土曜日及び日曜日に加え、5月21日は休館日です。それ以降の2018年の休館日については、以下をご参照ください。)

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/consulate.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html)

●在外選挙人証の登録はお済みですか？

海外で実施される国政選挙（衆議院小選挙区・比例代表選出議員選挙，参議院選挙区・比例代表選出議員選挙と，それらの補欠選挙及び再選挙）にて投票を行うには，当館で申請を行い，在外選挙人証を取得する必要があります（お手元に届くまでに数ヶ月を要します）。

なお，既に在外選挙人証をお持ちの方が，日本に一時帰国した際，区役所に転入届の手続きをされ，再び海外に転出した場合には，在外選挙人名簿から抹消されるため，お持ちの在外選挙人証は無効になり，再度登録し直す必要が生じますのでご注意ください。

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji-3.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-3.html)

●各種イベント情報

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/b\\_000030.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_en/b_000030.html)

---

■ 本メールは，帰国・転出等の理由により在留届を抹消された際，たびレジ登録期間が終了した際に配信が停止されます。

■ 本メールは，ご本人にとどまらず，家族内，組織内で共有いただくとともに，お知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか，所定の用紙をダウンロード後，FAXで416-367-9392までご送付ください。

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji-2.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-2.html)

---

●在トロント日本総領事館Facebook

当館が支援するイベントや日本に関する情報などをFacebookを通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えできますので，是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/JapanConsToronto/>

●在トロント日本国総領事館ホームページ

[http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

---

【帰国・転出による配信停止】

★在トロント日本国総領事館メールマガジンにご登録の方で帰国・転出による配信停止をご希望の方は停止理由（（例）●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上，ryouji@to.mofa.go.jp

までご連絡願います。